

掛川市規則第20号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

「

総務部	行政課	行政法務係 庶務係
-----	-----	-----------

」

を

「

総務部	行政課	行政法務係 庶務係
	人事課	人材育成係

」

に、

「

D X 推進課	情報化推進係 情報システム係
---------	----------------

」

を

D X 推進課	デジタル戦略係 情報システム係
---------	-----------------

」

に、

「

健康福祉部	福祉課	福祉政策係 社会福祉係 障がい者福祉係
-------	-----	---------------------

」

を

「

健康福祉部	福祉課	福祉政策係 社会福祉係
-------	-----	-------------

」

に

「

地域包括ケア推進課	地域企画係 発達相談支援係 中部地域健康医療支援センター 東部地域健康医療支援センター 西部地域健康医療支援センター 南部大東地域健康医療支援センター 南部大須賀地域健康医療支援センター
-----------	---

」

を

「

「

地域包括ケア 推進課	地域企画係 中部地域健康医療支援センター 東部 地域健康医療支援センター 西部地域健康医療支援 センター 南部大東地域健康医療支援センター 南 部大須賀地域健康医療支援センター
---------------	---

」

に、

「

農林課	農政係 農産係 農地整備係 森林環境係
-----	---------------------

」

を

農林課	農政係 農産係 森林農地整備係
-----	-----------------

」

に改め、同条第2項の表中

「

行政課	人事室	人材育成係
	契約検査室	契約検査係

」

を

「

行政課	契約検査室	契約検査係
-----	-------	-------

」

に、

「

企画政策課	市長政策室	市長政策係 秘書係
	地域創生戦略室	経営戦略係 多文化共生・男女 協働係
D X 推進課	D X 推進室	デジタル支援係
環境政策課	再生可能エネルギー政策室	環境政策係
健康医療課	地域医療推進室	地域医療推進係
	新型コロナワクチン接種対策室	新型コロナワクチン接種対策係

」

を

企画政策課	市長政策室	政策秘書係
	経営戦略室	経営戦略係 デジタル推進係
	ダイバーシティ戦略室	ダイバーシティ戦略係
環境政策課	カーボンニュートラル推進室	環境政策係
福祉課	障がい福祉室	障がい福祉係 障がい支援係
健康医療課	地域医療推進室	地域医療推進係
地域包括ケア推進課	発達相談支援室	発達相談支援係

に改める。

第8条第1項第1号中タを削り、チをタとし、ツをチとし、テをツとし、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項第1号ケ中「原動機付自転車」を「原動機付自転車等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項第1号に次のように加える。

サ 財産区に関すること。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人材育成係

ア 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

イ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。

ウ 特別職の報酬等に関すること。

エ 特別職報酬等審議会に関すること。

オ 職員の勤務成績の評定に関すること。

カ 職員の研修に関すること。

キ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。

ク 衛生委員会に関すること。

ケ 年金者連盟に関すること。

コ 公務災害補償に関すること。

サ 職員共済組合及び職員互助会に関すること。

- シ 職員団体に関すること。
- ス 職員に対する不当要求行為及び職員の法令遵守に関すること。
- セ 職員退職手当基金に関すること。

第9条第1項各号を次のように改める。

(1) 市長政策室政策秘書係

- ア 特命事項の調査及び計画に関すること。
- イ 市議会に関すること（市議会の招集及び議案に関することを除く。）。
- ウ 市長及び副市長の秘書に関すること。
- エ 法令に基づく委員の任命に関すること。
- オ 式典及び交際に関すること。
- カ 表彰及び栄典に関すること。

(2) 経営戦略室経営戦略係

- ア 市政の基本施策に関すること。
- イ 総合計画及び実施計画に関すること。
- ウ 新市建設計画に関すること。
- エ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画の策定及び調整に関すること。
- オ デジタル田園都市総合戦略の推進及び総合調整に関すること。
- カ 企業版ふるさと納税に関すること。
- キ 庁議その他の庁内会議に関すること。
- ク 各種事務事業の総合調整に関すること。
- ケ 行政評価に関すること。
- コ 組織機構及び職員定数に関すること。
- サ 広域行政の推進及び関係市町村との連絡調整に関すること。
- シ 高等教育機関に関すること。
- ス 総合教育会議に関すること。
- セ 住民投票に関すること。
- ソ 指定統計調査その他各種統計調査に関すること。
- タ 公益通報者保護の総括に関すること。
- チ 平和事業の推進に関すること。
- ツ S D G s（持続可能な開発目標）に関すること。

テ 各種事務事業の改善に関すること。

ト 行政改革の調査研究及び実施に関すること。

(3) 経営戦略室デジタル戦略係

ア デジタル化の調査研究、企画、調整及び支援に関すること。

イ デジタルトランスフォーメーションに関すること。

ウ デジタル人材の育成及び活用に関すること。

エ マイナンバー制度（マイナンバーカードの交付及び普及に関するものを除く。）に関すること。

(4) ダイバーシティ戦略室ダイバーシティ戦略係

ア ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進に関すること。

イ 男女共同参画社会実現に関する企画及び推進に関すること。

ウ 男女共同参画社会実現のための普及啓発活動に関すること。

エ 男女共同参画関係団体との連絡調整に関すること。

オ 国際交流の推進に関すること。

カ 国際化施策の企画及び総合調整に関すること。

キ 国際友好姉妹都市に関すること。

ク 国際交流基金に関すること。

ケ 各種国際交流団体との連絡調整に関すること。

コ 多文化共生に関すること。

サ 婚活支援に関すること。

第9条第3項各号を次のように改める。

(1) デジタル推進係

ア 内部業務に係る情報システムの管理及び運用に関すること

イ L G W A N接続系の端末等機器の管理及び運用に関すること。

ウ デジタル化の推進に関すること。

エ 市ホームページのシステム運用及び作成支援に関すること。

オ 情報格差是正に関すること。

(2) 情報システム係

ア 住民情報に係る情報処理システムの管理及び運用に関すること。

イ マイナンバー利用事務系のネットワーク及び端末等機器の管理及び運用に関すること。

- ウ 自治体情報システム標準化に関する事。
- エ 情報セキュリティに関する事。
- オ 土地情報システムに関する事。
- カ R P Aの運用管理に関する事。

第9条の2第3項第1号中「再生可能エネルギー政策室」を「カーボンニュートラル推進室」に改める。

第10条第1項第1号カ中「社会福祉法人」を「社会福祉法人・社会福祉連携推進法人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 障がい福祉室障がい福祉係

- ア 障がい児者の福祉に関する事。
- イ 障がい児者の手当に関する事。
- ウ 障がい児者の医療費助成に関する事。
- エ 難病患者等の居宅生活支援に関する事。

第10条第1項に次の1項を加える。

(4) 障がい福祉室障がい支援係

- ア 障がい児者の福祉サービスに関する事。
- イ 障がい児者の相談支援に関する事。
- ウ 東遠学園組合に関する事。

第10条第2項第2号に次のように加える。

- ク 新型コロナワクチン接種に関する事。

第10条第2項第6号を削り、同条第3項第4号に次のように加える。

- カ 認知症施策の推進に関する事。

第10条第5項第2号中「発達相談支援係」を「発達相談支援室発達相談支援係」に改め、同号に次のように加える。

- イ 発達支援体制の調整に関する事。

第11条第3項第4号を削り、同項第3号中「農地整備係」を「森林農地整備係」に改め、同号に次のように加える。

- チ 森林整備及び林業振興に関する事。
- ツ 林道その他林業施設の整備及び維持管理に関する事。
- テ 治山、地滑り防止及び林業施設の災害復旧に関する事。

- ト 市有林の管理に関すること。
- ナ 保安林に関すること。
- ニ 海岸防災林の管理に関すること。
- ヌ 松食い虫対策に関すること。
- ネ 森林環境整備基金に関すること。
- ノ 希望の森づくりに関すること。

第12条第1項第2号中エを削り、オをエとし、同条第3項第2号中オを削り、カをオとし、キをカとする。

第13条第1号コ中「地震・津波対策整備基金」を「風水害・地震・津波対策整備基金」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(掛川市職員表彰規則の一部改正)

- 2 掛川市職員表彰規則（平成17年掛川市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条中「総務部行政課」を「総務部人事課」に改める。

(掛川市福祉事務所規則の一部改正)

- 3 掛川市福祉事務所規則（平成17年掛川市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表福祉課の項中「障がい者福祉係」を削り、同項に次の1項を加える。

- 2 福祉課に障がい福祉室を置き、同室に障がい福祉係及び障がい支援係を置く。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 福祉課障がい福祉室の室長は、行政組織規則に規定する福祉課障がい福祉室の室長をもって充てる。

第5条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、事務所の職員は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職員をもって充てる。

事務所の職員の区分	充て職となる職員
社会福祉係の職員	行政組織規則に規定する社会福祉係の職員
障がい福祉室障がい福祉係の職員	行政組織規則に規定する障がい福祉室障がい福祉係の職員
障がい福祉室障がい支援係の	行政組織規則に規定する障がい福祉室障がい支援係

職員	の職員
高齢者政策係の職員	行政組織規則に規定する高齢者政策係の職員

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 障がい福祉室障がい福祉係

- ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく事務のうち、委任規則第9条各号に掲げる事務

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 障がい福祉室障がい支援係

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく事務のうち、委任規則第8条各号に掲げる事務

- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく事務のうち、委任規則第11条各号に掲げる事務

- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、委任規則第7条に規定する事務

- エ その他障がい者福祉の措置等に関すること。